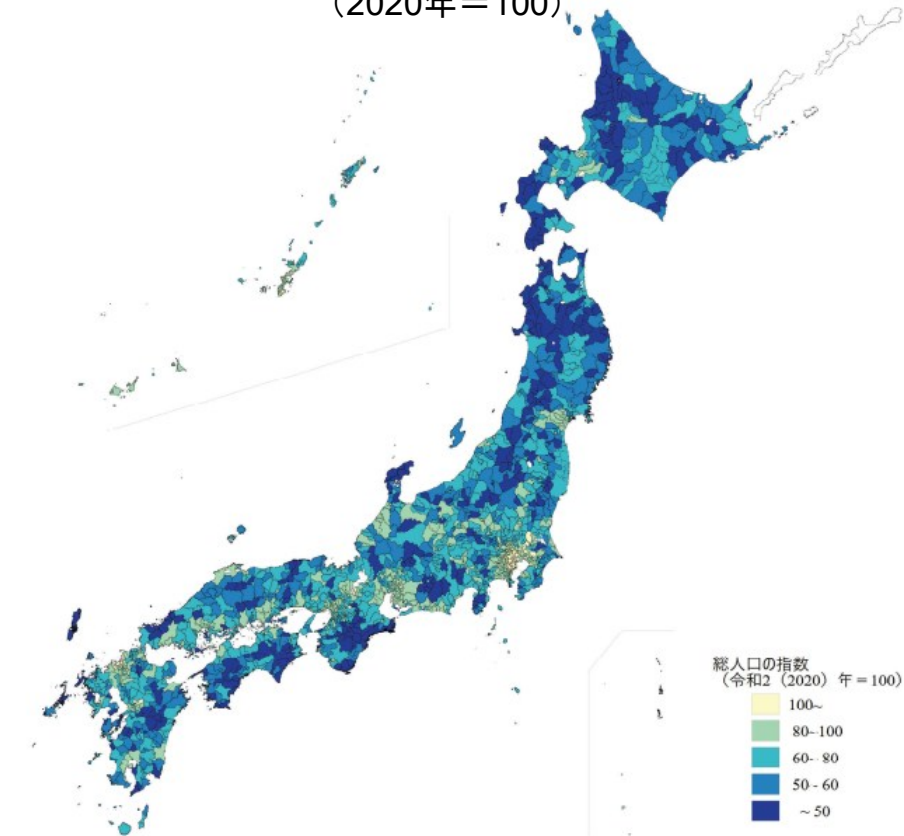


国土の管理構想について

国土交通省国土政策局総合計画課
国土管理企画室

- 2050年には2020年比で東京都を除く46道府県で人口減少。11県では30%以上減少。約2割の市区町村では人口が半数未満に。
- 高齢化率(※)は全国で37.1%(2020年:28.6%)となり、25道県では40%を超える。

2050年の総人口の姿
(2020年=100)



総人口の指数
(令和2(2020)年=100)

- 100~
- 80-100
- 60-80
- 50-60
- ~50

各圏域別総人口の姿

	2020年	2050年	増減率
北海道	522万人	382万人	▲26.8%
東北圏	861万人	589万人	▲31.6%
首都圏	4,446万人	4,113万人	▲7.5%
(うち東京都)	(1,405万人)	(1,440万人)	(+2.5%)
北陸圏	514万人	376万人	▲26.8%
中部圏	1,697万人	1,390万人	▲18.1%
近畿圏	2,054万人	1,650万人	▲19.7%
中国圏	725万人	557万人	▲23.2%
四国圏	370万人	260万人	▲29.7%
九州圏	1,278万人	1,013万人	▲20.7%
沖縄県	147万人	139万人	▲5.4%
国内総人口	12,615万人	10,469万人	▲17.0%

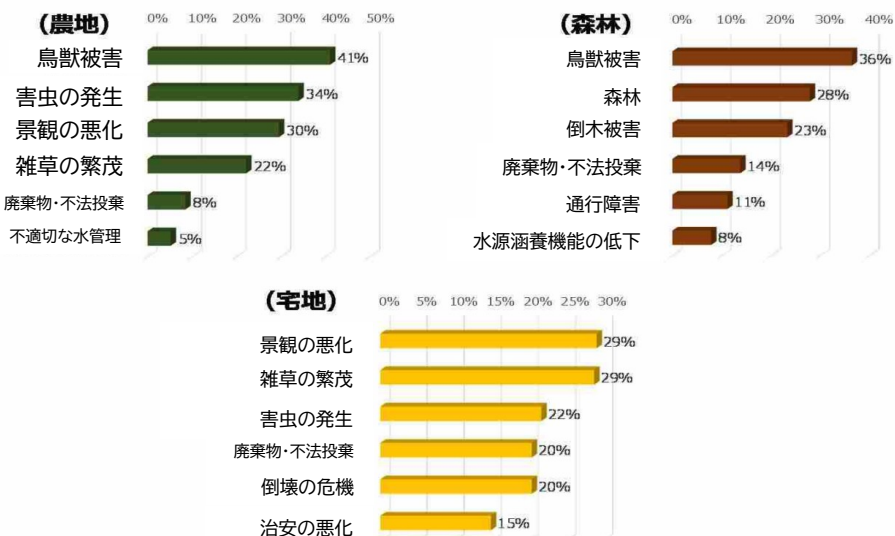
2050年に人口が30%以上減少する県 ※()は減少率

秋田県(▲42%)、青森県(▲39%)、岩手県(▲35%)、高知県(▲35%)、長崎県(▲34%)、山形県(▲33%)、徳島県(▲33%)、福島県(▲32%)、和歌山県(▲32%)、山口県(▲31%)、新潟県(▲31%)

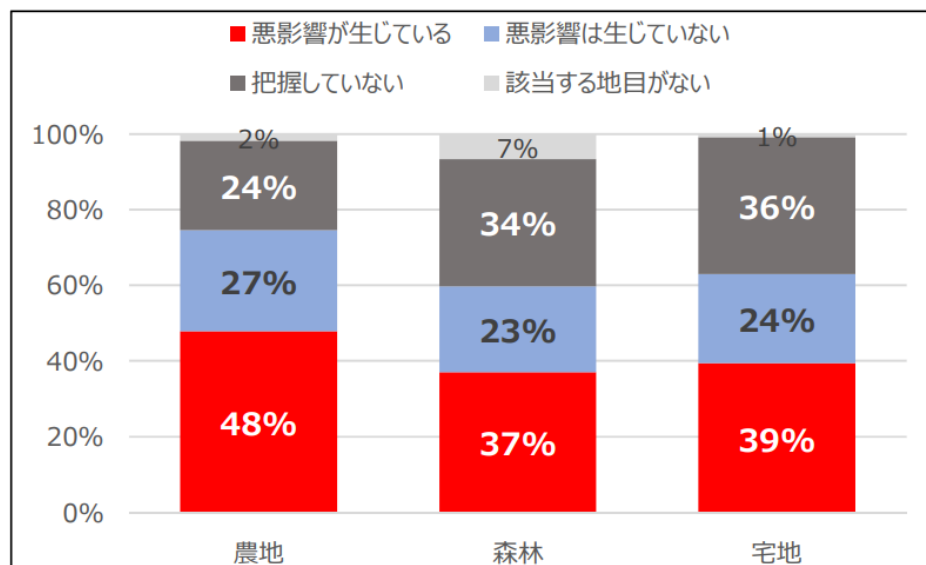
(※)高齢化率とは総人口に占める65歳以上人口割合を示す。
(出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(令和5(2023)年推計)」より作成。

- 国市区町村への管理不全土地に関するアンケート調査（H29年国土交通省調査）を実施したところ、農地・森林・宅地に共通して、①鳥獣被害・虫害・雑草の繁茂、②景観の悪化、③災害、④不法投棄・治安の悪化等の悪影響について指摘。

土地が放置されたことによる主な悪影響



土地が放置されたことによる悪影響の有無の認識



（人口減少による土地利用の懸念）



空き家



放棄された農地



管理されない森林



通れなくなった小道



空き家

人口減少がどんどん進むと・・・

今までどおりの管理・
活用のやり方や体制の
ままの場合

空き家の増加

耕作放棄地の増加

森林の手入れ不足

農地・森林の荒廃

地域の生活環境の悪化

鳥獣被害の増加

防災・防犯の不安

景観の悪化

地域の魅力の低下

さらに悪循環 今後不安は次の世代へ

具体策の必要性

- ✓ 人口減少に対応した国土の利用・管理のあり方
- ✓ 国民参加、多様な主体の参画による国土管理



管理されない森林

「国土の管理構想」の策定（令和3年6月）

人口減少下の適切な国土管理のあり方を示すもの。

国だけではなく、都道府県・市町村・地域における国土管理の指針

国土の管理構想

(国土審議会計画推進部会 国土管理専門委員会での議論を踏まえ、R3.6 とりまとめ)

背景・基本的な考え方

- 近年、人口減少・高齢化等の進行によって土地需要が低下し、低・未利用地や空き家の増加、農地の荒廃など、管理が行き届かなくなる土地の発生等による課題が発生
- 人口減少下では、**全ての土地についてこれまでと同様に労力や費用を投下し管理することは困難**
- **優先的に維持したい土地を明確化、管理方法の転換等**を進めることが重要
- 地域住民の発意と合意形成を基礎とした地域主体の取組と多様な主体の参加・協働による国土管理の推進が必要

「国土の管理構想」の概要

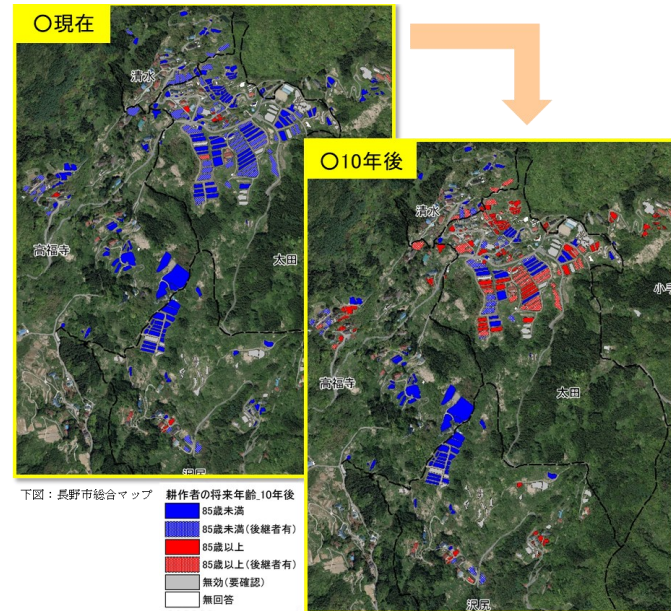
- 「国土の管理構想」は、人口減少下の適切な国土管理の在り方を示したもの。分野横断的・統合的に国土全体の管理の在り方を提示
- 国だけでなく、都道府県・市町村・地域における国土管理の指針
- 都道府県・市町村・地域（集落等）の各レベルで、人口や土地の管理状況等についての現状把握・将来予測を行い、**目指すべき将来像と土地の管理の在り方を示す管理構想**を策定。市町村や地域では、これを**地図上に見える化（管理構想図）**
- 各レベルにおける策定を推奨し、特に中山間地域などを中心に、市町村や地域における取組が進むことを期待

今後の取組

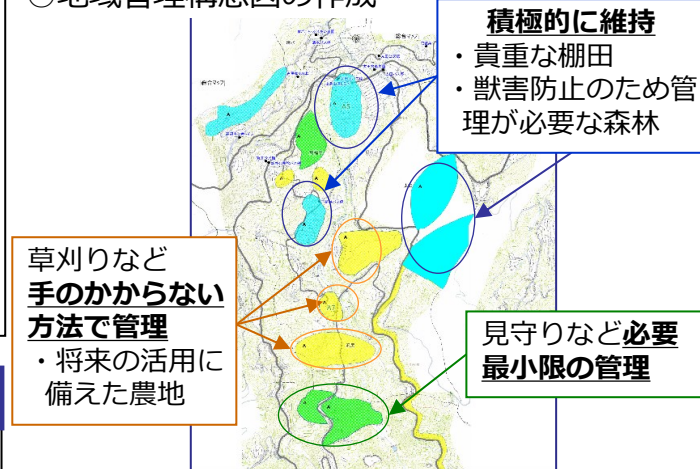
- 市町村や地域における取組の推進に向け、事例の形成や人材育成などにより取組の後押しを図る

長野市中条地区地域管理構想の取組事例

○現況図及び将来予想図の作成



○地域管理構想図の作成



各レベルにおける管理構想

国土の管理構想

<R3.6とりまとめ>

策定主体：国

- 長期的視野・広域的視点からの国土全体の管理の在り方を提示
- 都道府県、市町村、地域の各レベルにおける管理構想の策定方法等を示す

都道府県管理構想

策定主体：都道府県

- 流域等の広域的視点から都道府県土全体として目指す管理の在り方を示す
- 現状把握・将来予測により、管理すべきエリア、市町村・地域で対応すべき課題について判断するための視点、広域的な市町村間の調整について整理

市町村管理構想

策定主体：市町村

- 現状把握・将来予測により、市町村土全体として目指す管理の在り方、管理すべきエリアと対応すべき課題、必要な措置等を示す
- 管理すべきエリア等を市町村管理構想図として地図化

地域管理構想

策定主体：地域（集落等）

- 住民自ら地域の将来像を描き、土地の管理の在り方を地域管理構想図として地図化
- 管理主体や管理手法を明確にした行動計画を示す

- 都道府県・市町村・地域の各レベルで、管理構想の策定を推奨

市町村・地域管理構想の記載内容

市町村管理構想

- [策定主体]市町村
 [対象範囲]行政区域全域を対象
 (特に市街化区域及び用途地域以外)
 [計画期間]概ね5～10年
 (20～30年の将来を見据える)

市町村管理構想の記載内容:

①市町村土の管理に関する基本構想

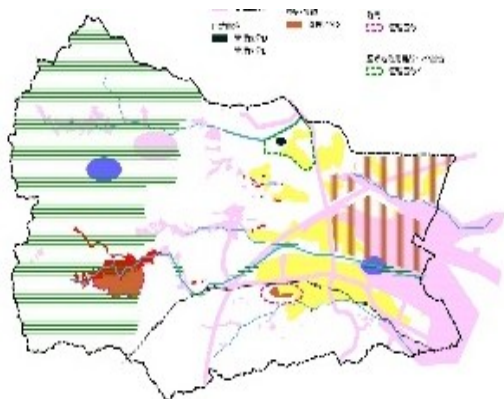
- ・現状把握と将来予測
- ・市町村土の管理の在り方
- ・対応すべき課題と管理すべきエリア
 (地域管理構想を優先的に策定すべきエリアを含む)

②必要な措置の概要

- ・課題への対応の方向性・取組
- ・地域管理構想策定に向けた支援
- ・地域住民主体による管理の取組が難しい場合の市町村の取組
- ・市町村管理構想のモニタリング・見直し等

③市町村管理構想図(①に掲げた内容の図示)

<市町村管理構想図のイメージ>



地域管理構想

- [策定主体]地域住民(必要に応じて市町村が支援)
 [対象範囲]集落や旧小学校区単位など
 [計画期間]概ね5年(10年程度の将来を見据える)

地域管理構想の記載内容:

①地域の現状と将来予測

(地域資源・土地利用課題の現況・将来予想図)

②地域全体の土地利用の方向性

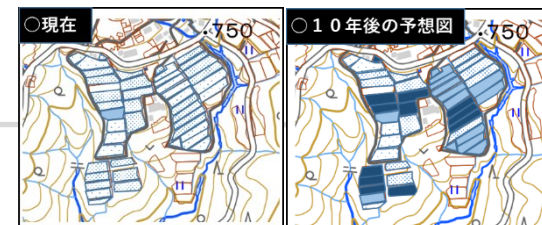
③地域管理構想図

④行動計画表

⑤地域としてのルール

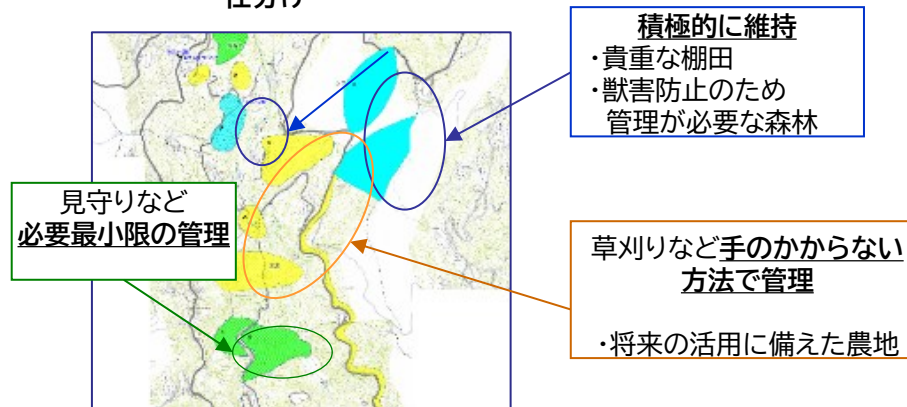
⑥取組の進捗管理体制

<現状と将来予測> 例:現状耕作者の年齢



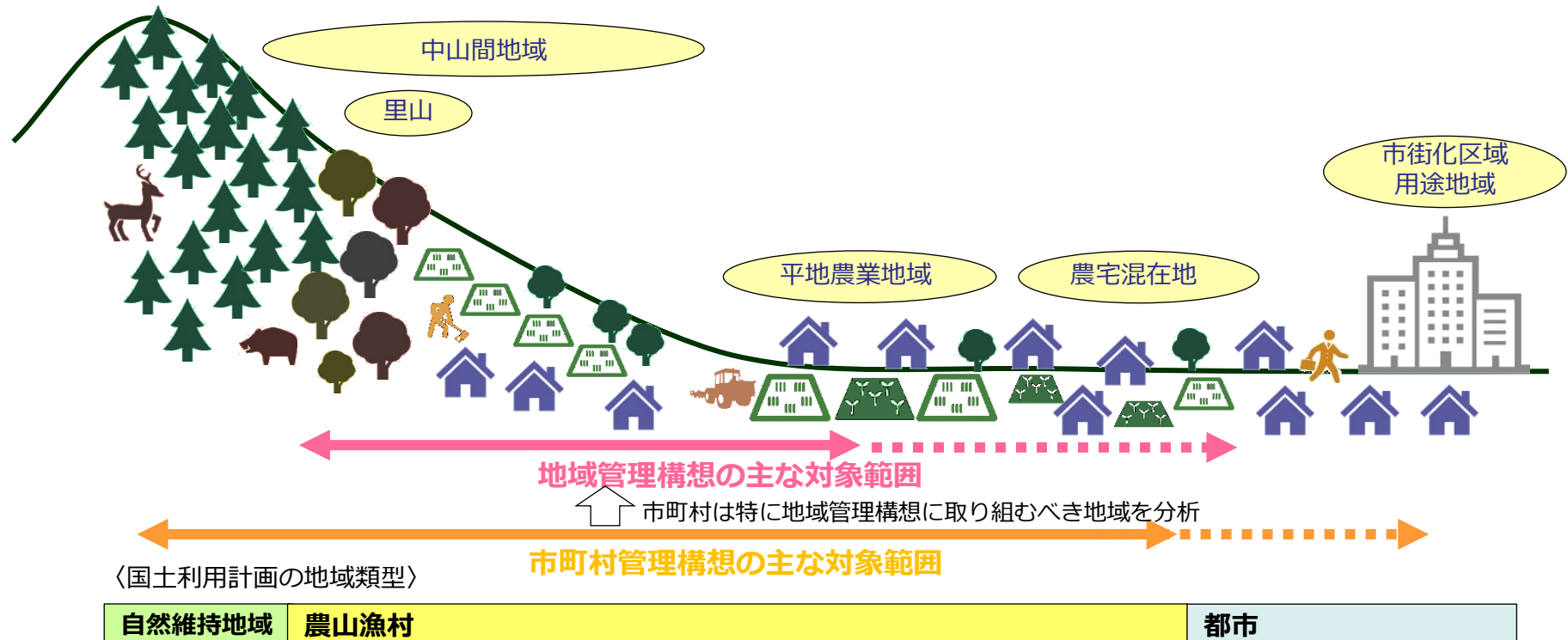
<地域管理構想図のイメージ>

3段階の管理の方向に 仕分け



市町村管理構想・地域管理構想の検討のポイント

- 市町村管理構想は行政区域全域を対象（特に市街化区域・用途地域以外を対象）
市街化区域及び用途地域は都市計画マスタープランや立地適正化計画の議論が進展していること、課題の深刻化が進んでいる都市計画区域外の中山間地域や地目混在している地域を優先的に議論する必要があるため。
- 地域管理構想は、話し合いや合意形成可能な単位で設定（例：集落、自治会、小学校区での単位など）
 - ・ 中山間地域を中心に課題の深刻度が高い地域から優先的に取組を実施
全ての地域で地域管理構想の完成を目指す必要はなく、地域の状況に応じて取組に強弱を付けるため。
 - ・ 地域管理構想は、地域の状況に応じて、市町村より策定の働きかけを行うことを期待



ステップ① 市町村土の現状把握と将来予測

- 基礎情報から現状把握を行い、今後10年の見通しを立てる

✓ 集落維持可能性

人口・高齢化率 等

✓ 土地の管理状況及び課題認識

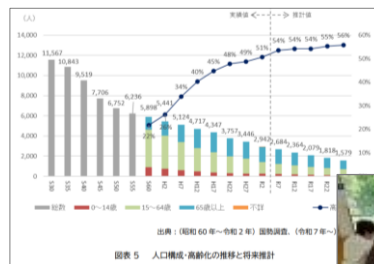
荒廃農地の状況・森林管理状況 等

✓ 土地の維持すべき機能・資源

文化・景観・自然・観光 等

✓ 管理水準の低下によりリスクが高まる可能性があるエリア

鳥獣被害・災害リスク 等



ステップ②-1 対応すべき課題と管理すべきエリアの整理

- 将来予測される市町村の姿（このまま進んだ将来・目指したい将来）を検討
- 課題に対する取組や方向性を検討
- 課題が懸念されるエリアを示した上で、管理すべきエリアを検討

ステップ②-2 市町村内の意見交換

ステップ②-3 地域への聞き取り

ステップ②-4 広域的な視点による整理

ステップ③ 市町村管理構想・管理構想図の作成

市町村管理構想の記載内容

①市町村土に関する基本構想

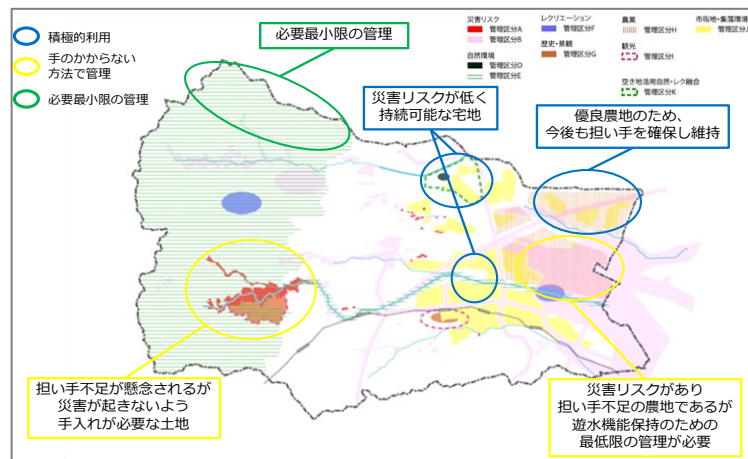
- 現状把握及び将来予測
- 市町村土の管理のあり方
- 対応すべき課題と管理すべきエリア

②必要な措置の概要

- 課題への対応の方向性・必要な取組
- 地域管理構想策定に向けた支援 等



図示



必要に応じて、地域レベルの構想検討に着手

ステップ① 事前準備・機運醸成

- ・ワークショップに参加する主体の整理
- ・対象地域の設定 等

ステップ② 地域の現状把握と将来予測

- ・地域の魅力・資源、守りたい土地、過去の地域づくりの取組等の把握
- ・農地（耕作者年齢、後継者有無等）や空家の現況図の作成
- ・農地や空家の10年後を図示し、将来予想図を作成

ステップ③ 地域管理構想図の作成

- ・優先的に利用を持続したい土地や、その土地の利用・管理の方向性を検討
- ・地図上に見える化

ステップ④ 行動計画と地域のルール作成

- ・利用・管理の手法や実施主体等を整理して行動計画を作成
- ・地域で共有しておくべきルールを設定

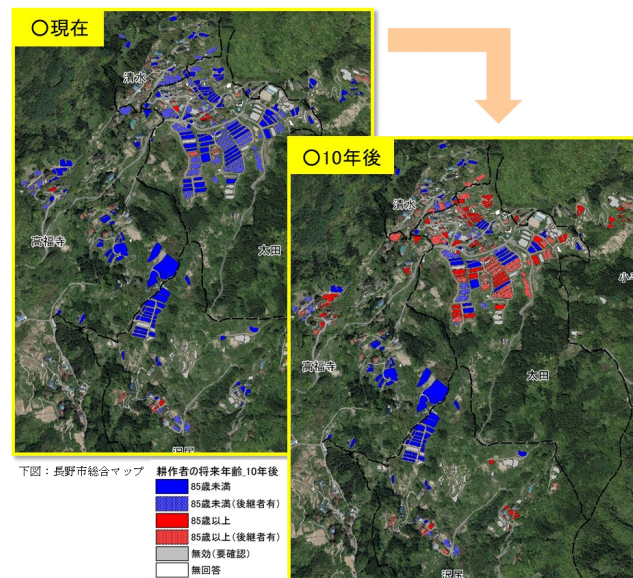
○行動計画の作成

取組目標：10年後も板倉の棚田（景観）の維持・継承できる体制・しくみの構築

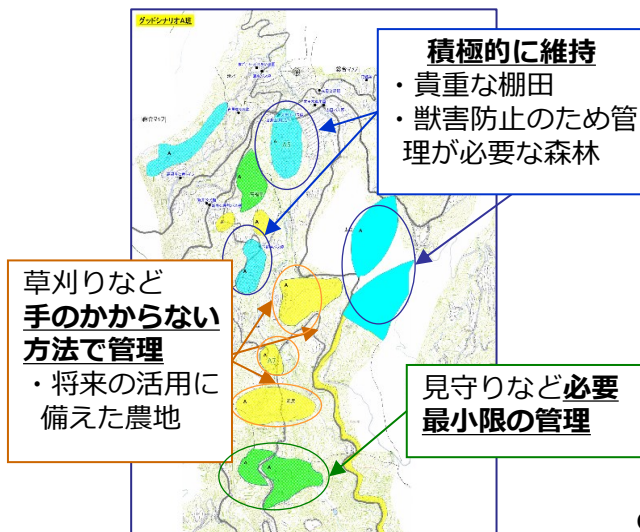
項目	着手時期（2020年度～2030年度）				地域内住民		地域外住民		組織・団体			行政		
	着手済	来年度から 2021年度～	5年以内 ～2025年度	5年以降 2026年度～	所有者	その他	関係者	その他	事業者	自治協	その他	中農支所	長野市	長野県
ア 所有者の将来意向の把握	○													
イ 鳥獣被害対策		○			○		○						○	
ウ 農業機械の共同購入		○			○		○						○	
エ 地域の心の拠り所としての認識の共有・伝承		○			○	○	○	○		○		○	○	
オ 地域住民や移住希望者の耕作希望の把握			○			○	○	○						
カ 所有者の以外の耕作希望者の募集				○		○	○	○						
キ 集落営農組織化				○	○	○	○	○			○			
ク 栽培作物・手法の統一化				○	○	○	○	○						
ケ 販路の確保				○	○	○	○	○	○					○

長野市中条地区地域管理構想の取組事例

○現況図及び将来予想図の作成



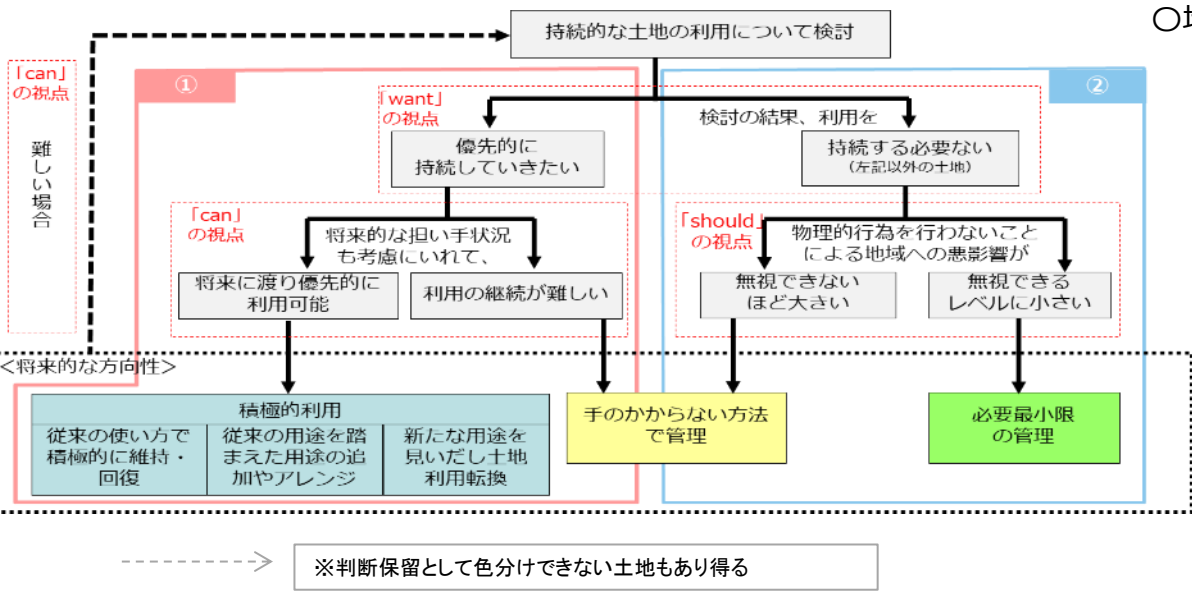
○地域管理構想図の作成



地域管理構想図の策定

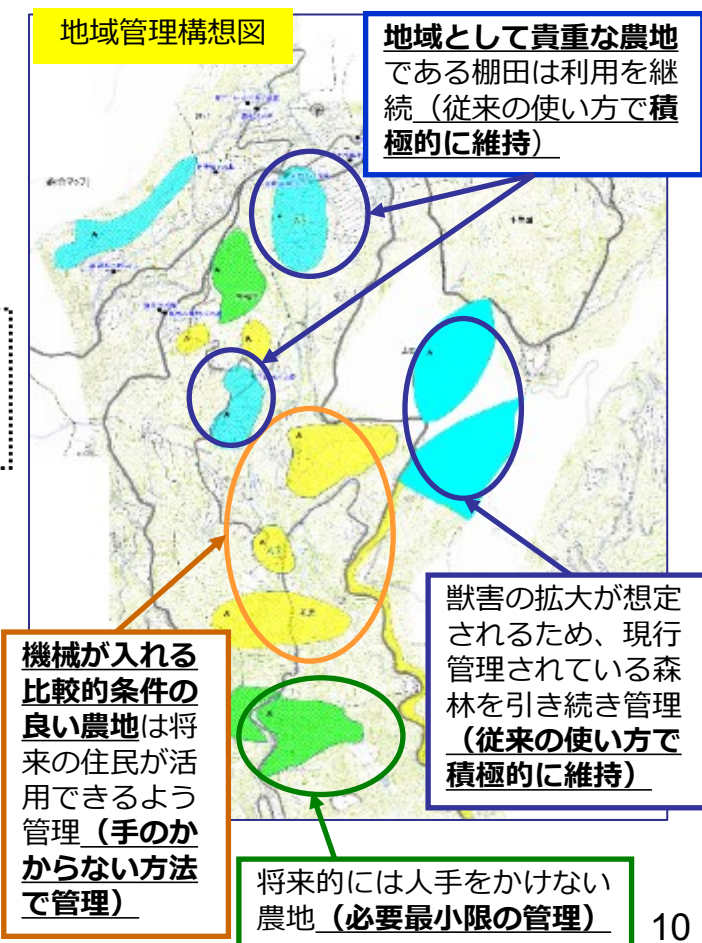
✓ フロー図を参考に地域で選択した土地の使い方を具体的に地図上で見える化
 (一筆ごとではなくまとまったエリアとして検討。判断保留として色分けできない土地もあり得る)

○フロー図



長野市中条地区地域管理構想の取組事例

○地域管理構想図の作成

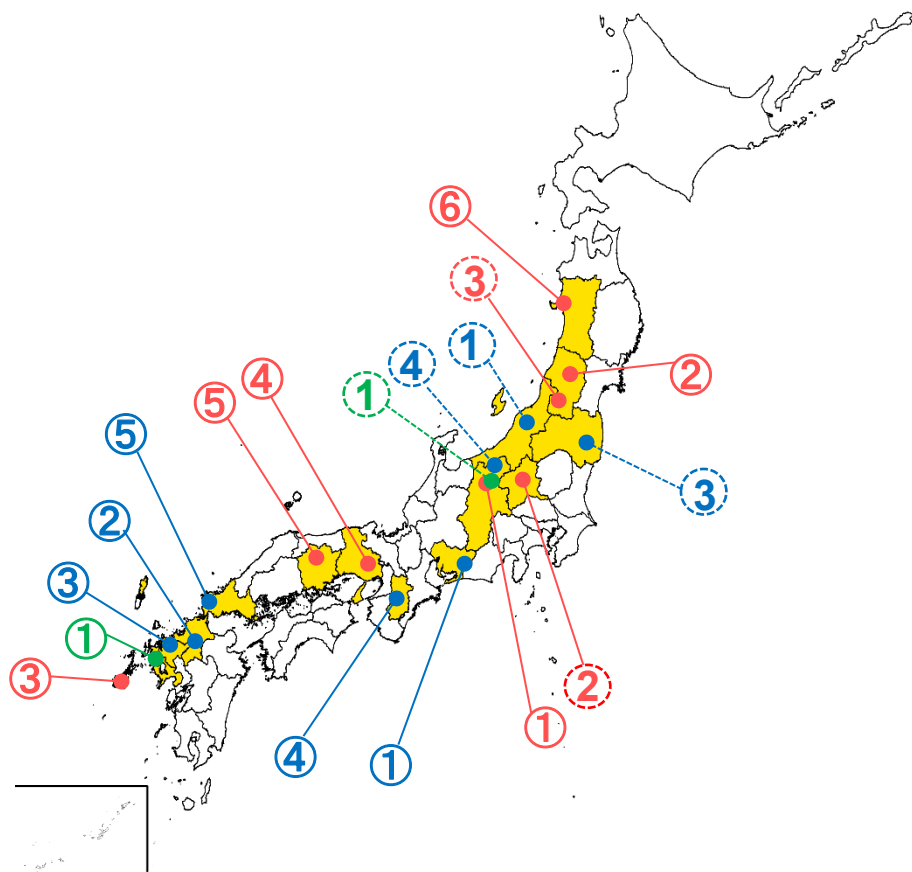


策定状況(令和7年9月時点)

都道府県管理構想: 1県 策定済(1県検討中)

市町村管理構想 : 5市町村 策定済(3市町検討中)

地域管理構想 : 6地域(8地区) 策定済(3地区検討中)



都道府県管理構想

①長崎県 (R7.3)

<検討中>

★①長野県 (R7～)

市町村管理構想

①愛知県東栄町 (R5.4)

②福岡県うきは市(R6.3)

③佐賀県みやき町(R6.3)

④奈良県野迫川村 (R7.3)

⑤山口県下関市 (R7.6)

<検討中>

★①新潟県長岡市 (R4～)

★②福島県三春町 (R6～)

★③長野県飯山市 (R6～)

地域管理構想

①長野県中条地区(伊折区) (R3.3)

②山形県天童市田麦野地区 (R6.3)

③長崎県五島市岐宿町 (R6.5)

④兵庫県宝塚市西谷地域中部地区・下佐曽利地区(R6.6)

⑤岡山県真庭市落合地域吉地区・寄江原地区 (R7.3)

⑥秋田県三種町下岩川地区 (R7.3)

<検討中>

★①兵庫県宝塚市西谷地域上佐曽利地区 (R6～)

※ ④兵庫県宝塚市西谷地域管理構想に追加予定

★②群馬県みなかみ町上組区 (R7～)

★③山形県飯豊町中津川地域 (R7～)

※ 長崎県、佐賀県みやき町、兵庫県宝塚市上佐曽利地区を除き、
国交省のモデル/実証事業又は伴走支援により支援

※ R7年度国交省実証事業(★)・伴走支援実施箇所(★)

山口県下関市における モデル事業(市町村管理構想)の取組概要

山口県下関市におけるモデル事業の取組について

OR5年7月から市町村管理構想の策定に着手。

OR5年度、R6年度に庁内ワークショップ、関係機関へのヒアリング等を実施し、農地、森林、集落の管理に関する課題や方向性について意見交換を行いながら、関係部局と連携して市町村管理構想を策定。

■対象地域：山口県下関市（豊田地域・豊北地域）

■市の概要：

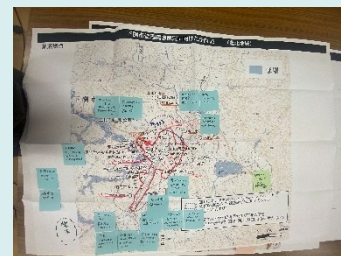
- ・人口等：人口 25.5万人、11.6万世帯、高齢化率35.4%、年少人口率11.0%（R2年国勢調査）
- ・面積：716.18km²（R5年4月1日全国都道府県市区町村別面積調）
- ・地形：下関市は平成17年に市町合併し、旧下関市、旧豊浦町、旧菊川町、旧豊田町、旧豊北町からなる。丘陵地帯や、山林地帯、平野地帯が存在する豊かな自然環境に恵まれた地形となっている。本州最西端部に突き出た半島状の地形で、本州と九州及び大陸との接点でもある地理的条件から、古くから海上・陸上の交通の要衝として栄えてきた。

■検討体制：都市計画課が主担当となって、関係部局と検討を行い、総合支所（豊田総合支所、豊北総合支所）と連携しながら取組を進めた。



【モデル事業の取組の経過】

- ・R5. 7月～
 - 基礎情報からの現状把握及び将来予測
（上位計画及び関連計画の整理、都市の現況整理、市民意向の把握）
- ・R5. 9月
 - 課題の整理
（目指す将来像、対応すべき課題、管理のあり方）
- ・R5.11月
 - 庁内ワークショップ
- ・R6. 3月～
 - 下関市土地管理構想（豊田地域・豊北地域）（素案）の検討
（市全体の土地に関する基本構想、必要な措置に関する事項、管理構想図）
- ・R6. 8月
 - 庁内ワークショップ、関係機関へのヒアリング
- ・R6.11月
 - 下関市土地管理構想（素案）の作成
- ・R7.1～R7.2月
 - パブリックコメント、住民説明会の実施
- ・R7 6月
 - 下関市土地管理構想の公表



豊田地域・豊北地域における土地管理の必要性について導出

○豊田地域、豊北地域の土地の管理に関する概況整理とともに、社会的な状況を整理し、土地管理に関する現状と課題、土地管理の必要性を整理。

農地

①高齡化、後継者不足により管理が行き届かない農地への対応

- ・総農家数の減少、高齡化、後継者不足の集落が複数存在。
- ・近年、民間企業が参入し、農地の集約化、新規作物の導入し、地域に根差す動きあり。

②多発する鳥獣被害への対応

- ・有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動、鳥獣防止柵の設置などを行っているが、農作物への鳥獣被害は増加しており、農林業被害額（市全体）はR5年度時点で約1.5億円である。

森林

①管理不十分な森林への対応

- ・地域の民有林のうち73.4%を個人などが所有・管理するが、所有者不明、高齡化などにより今後の森林管理が困難になる恐れあり。

②木材需要の減少に伴う課題への対応

- ・市内では長期にわたる木材価格の低迷、森林所有者の高齡化及び労働者不足など林業諸情勢の悪化により、林業経営は厳しい状況となっている。
- ・木材需要の減少に対して、製材だけでなく6次産業化を含めた対応が求められる。

③林業従業者の確保

- ・全産業と比較して15～29歳の割合が少なく、持続可能な林業の発展に向けて、若い世代の就業者を確保していくことが求められる。

集落

①生活環境基盤の維持・保全

- ・中山間地域の暮らしを支える生活基盤や交通の確保など、生活環境基盤の維持・保全が求められる。

②管理されていない空き家、空き店舗への対応

- ・管理不適切な空き家の総住宅数に対する割合は近年減少傾向にあるものの、引き続き、利活用手法の検討を含めて検討する必要がある。

③災害リスクへの対応

- ・広い範囲で土砂災害警戒区域・特別警戒区域が指定されているほか、浸水が想定されており、集落と災害リスクエリアが近接している場所では対応が求められる。

土地管理の必要性

農地管理の視点

- ①生産性の向上
- ②鳥獣被害の軽減
- ③地域社会の維持と発展
- ④防災機能の強化

森林管理の視点

- ①生物多様性の保全
- ②鳥獣被害の抑制
- ③景観保全と観光振興
- ④防災機能の強化

集落管理の視点

- ①日常生活サービスの維持
- ②住民の生活環境の維持・向上
- ③防災対策の強化

持続的な地域づくりに向けた土地管理の方向性を導出

○土地管理に関する現状・課題を踏まえ、土地管理の基本的な考え方、土地管理の目標を導き、ゾーニングごとに土地管理の方向性を整理。

1. 土地管理に関する基本的な考え方

農地や森林・豊かな自然と人々の暮らしが共生する、持続的な地域づくり

2. 土地管理の目標

- 持続的な資源利用の確立
- 生態系と自然環境の保全・災害に強い地域環境の構築
- 地域経済の発展・集落コミュニティの維持

3. 都市計画マスタープランに示す地域の将来像

(1) 都市構造

- ・都市と自然の共生を図りながら、市民の安全で暮らしやすい生活を支え、多様な交流や活力を生み出し、都市の魅力を高めるための将来都市構造の構築を目指す。
- ・拠点：「集落拠点」の位置付けがあり、身近な地域における日常生活サービス維持のための拠点として位置付け、集落ごとに小さな拠点の形成を図る。



(出典) 下関市都市計画マスタープラン

(2) ライフスタイルのイメージ

- ・豊田・豊北地域では、「多自然型」で示すライフスタイルのイメージが展開されることを想定する。
- ＜多自然型＞
- ・海や山など豊かな自然が身近にあるゆとりある住宅に住み、近くには特産品販売などコミュニティや交流の場もあり、一定の生活サービスを受け入れられ、自家用車や地域の公共交通を利用して、市街地へ買い物や通院に出かけることもできる。
- ・ホテルなどの自然観察などが定期的に行われ、多世代の交流を楽しむことができる。

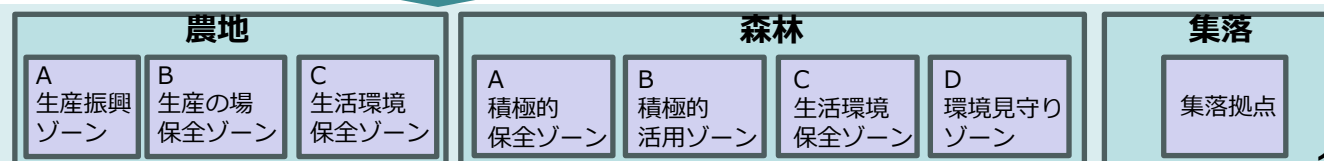
■ライフスタイルイメージ



(出典) 下関市都市計画マスタープラン

4. 土地管理の方向性

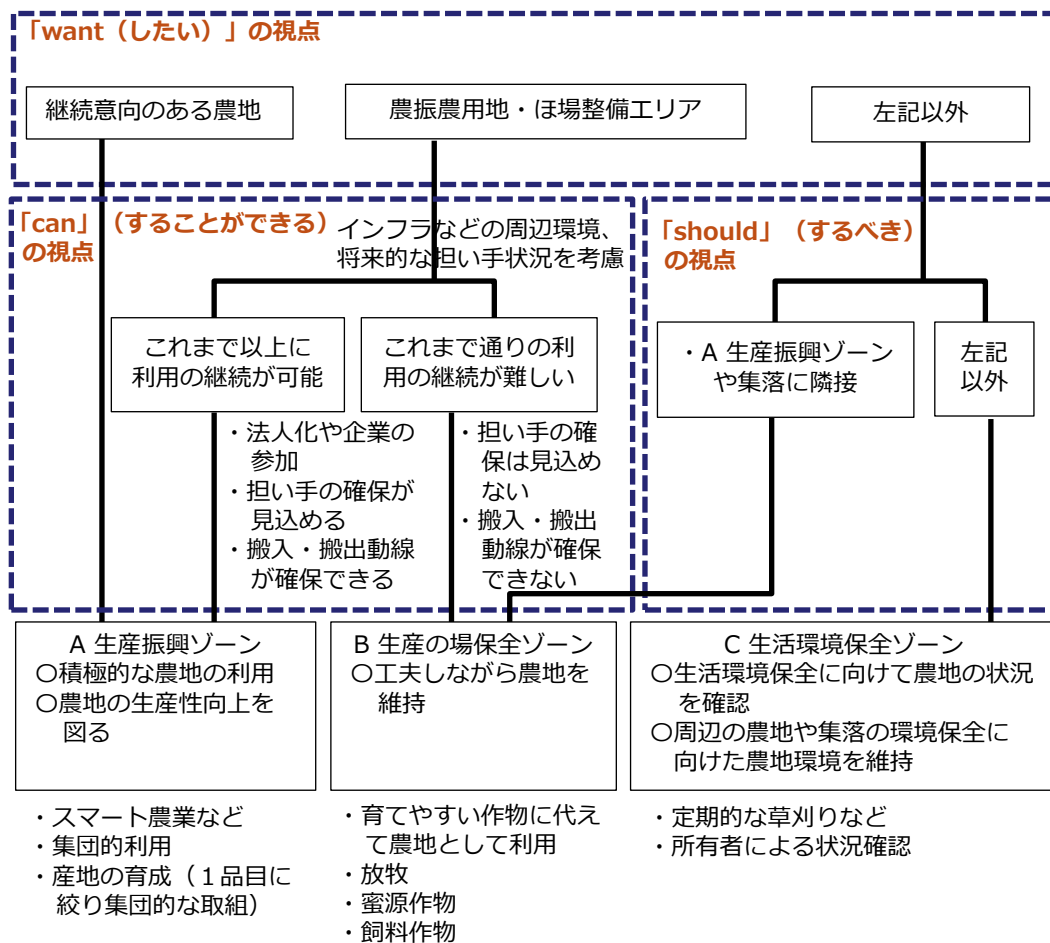
法的な位置付けや現状を踏まえゾーニングを行い、ゾーンごとに土地管理を進める



農地の管理方針を導出

○農業の継続意向や農地の状況、後継者の状況等を踏まえ、「A生産振興ゾーン」「B生産の場保全ゾーン」「C生活環境保全ゾーン」にゾーニングし、それぞれの土地管理の方針を導出。

農地ゾーニングの考え方



農地の管理方針

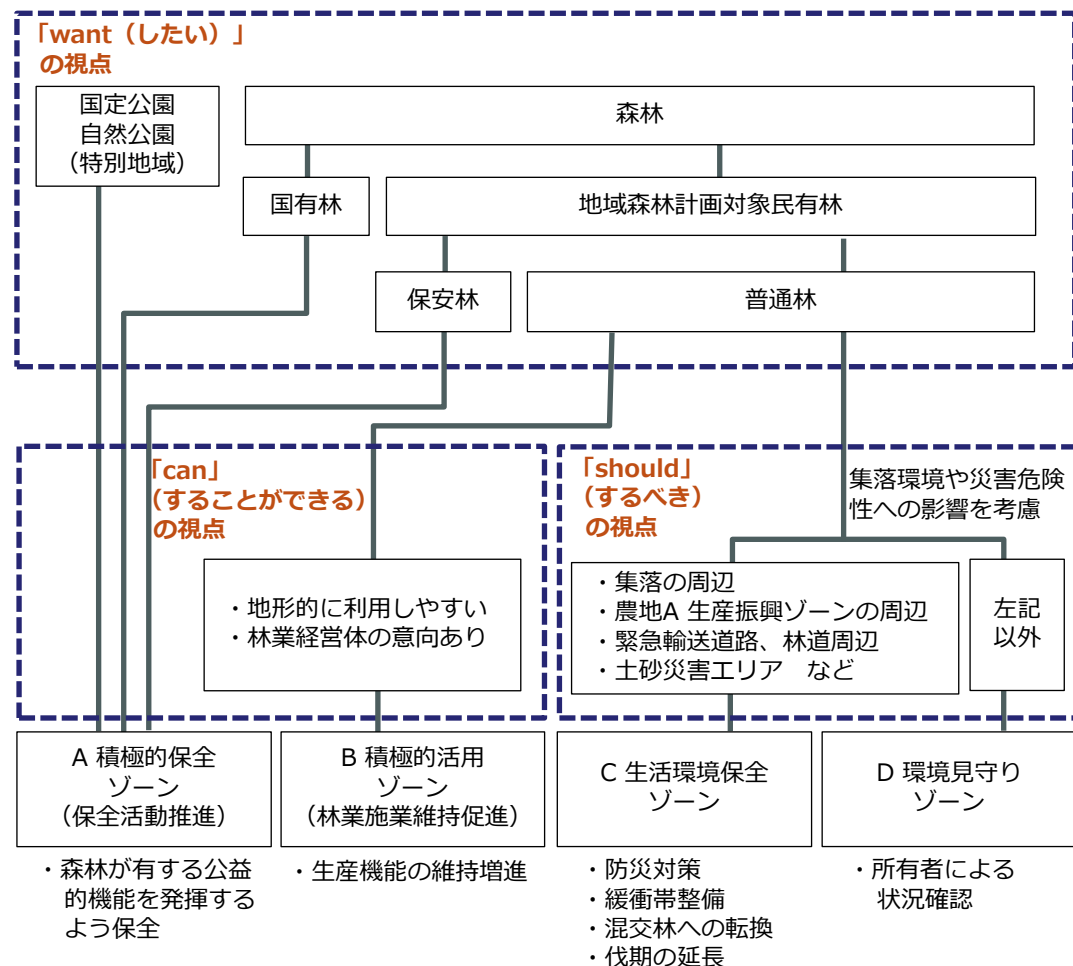
ゾーン	土地管理の方向性	土地管理の方針
A 生産振興ゾーン	●農業を積極的に進める	①高収益・高付加価値作物の栽培促進 ②担い手の確保・育成 ③集落のまとまりで農地を管理・整備
B 生産の場保全ゾーン	●担い手不足に対応しつつ、育てやすい作物に変えて農業を継続する	①育てやすい作物への転換 ②6次産業化の推進 ③地域農業者の支援強化
C 生活環境保全ゾーン	●土地の荒地化などを防ぐため、自然環境の維持に向け、保全的な管理を行う	①土地の自然保全 ②生活環境の維持

○ゾーニングを問わず、有害鳥獣による被害を抑えるべく、下関市鳥獣被害防止計画に基づき被害防止施策を実施する

森林の管理方針を導出

○森林の指定状況や地形、経営意向、集落や農地との近接性などを踏まえ、「A積極的保全ゾーン」「B積極的活用ゾーン」「C生活環境保全ゾーン」「D環境見守りゾーン」にゾーニングし、それぞれの土地管理の方針を導出。

森林ゾーニングの考え方



森林の管理方針

ゾーン	土地管理の方向性	土地管理の方針
A 積極的保全ゾーン (保全活動推進)	●森林が有する公益的機能を発揮するよう保全に努める。	①森林の有する公益的機能の維持・保全 ②保全活動と環境教育の推進
B 積極的活用ゾーン (林業施策維持促進)	●森林資源の持続可能な活用を目指す	①持続可能な林業の推進 ②6次産業化の導入
C 生活環境保全ゾーン	●生活環境に与える影響を考慮し、持続可能な森林管理を行う。	①野生鳥獣との棲み分け・共生 ②緊急輸送道路沿いの安全確保 ③管理に係る労力を抑える工夫
D 環境見守りゾーン	●森林の荒廃を防ぐため、所有者による状況確認を行う	○森林の所有者による状況確認を行う。

集落の管理方針、及び集落拠点の範囲等を設定

- 農業や漁業、林業などの基幹産業を支える集落の機能や生活環境保全に向け、集落の管理方針を示す。
- 都市計画マスタープランにおいて「集落拠点」の位置付けのある豊田総合支所周辺、豊北総合支所周辺について、地域におけるまちの機能・日常生活サービス、観光交流機能の維持・誘導を図る拠点として、区域を即地的に設定。

集落拠点の設定方針

- 下関市都市計画マスタープランにおける集落拠点である総合支所の周辺エリアとする。
- 以下の考え方で、日常生活サービス施設が立地しやすく、公共交通や自家用車でアクセスしやすいエリアとする。
 - ①**主要幹線道路、幹線道路の沿道300m、バス停留所から300m圏**
 - ②すでに**日常生活サービス施設が連担して立地**するエリア
- 原則として、**農業の生産振興ゾーンは集落拠点から除外**。
- 上記エリアを目安とした地形地物などでエリア設定を行うが、**現状が森林の場合にはエリアから除外**。

集落の管理方針

土地管理の方向性

- 農業や漁業、林業などの基幹産業に係る機能や生活環境の保全に向け、空き家などの管理や災害への対応など、集落の管理を行う。
- 集落拠点では、地域の日常生活サービスの維持・誘導を行う。

集落の管理方針

- ①基幹産業に係る機能や既存集落の保全
- ②空き家、空き店舗など遊休不動産の活用
- ③災害への対応
- ④集落拠点における日常生活サービスなどの維持・誘導

【防災に関する目標】

- ・各地域の人口に対する土砂災害特別警戒区域内に居住する人口の割合

	現状値（2024年）	目標値（2040年）
豊田地域	3.9%	3.9%未満
豊北地域	6.2%	6.2%未満

【想定する、まちの機能、日常生活サービス施設】

まちの機能・日常生活サービス	施設例
行政施設	総合支所庁舎など
食料品、日用品販売	スーパーマーケット、ホームセンターなど
身近な医療福祉	病院、診療所、福祉施設
子育て、地域文化、集会	子育て支援センター、図書館、生涯学習センターなど
交通結節	鉄道駅、バス停など
金融、組合	銀行、JAなど

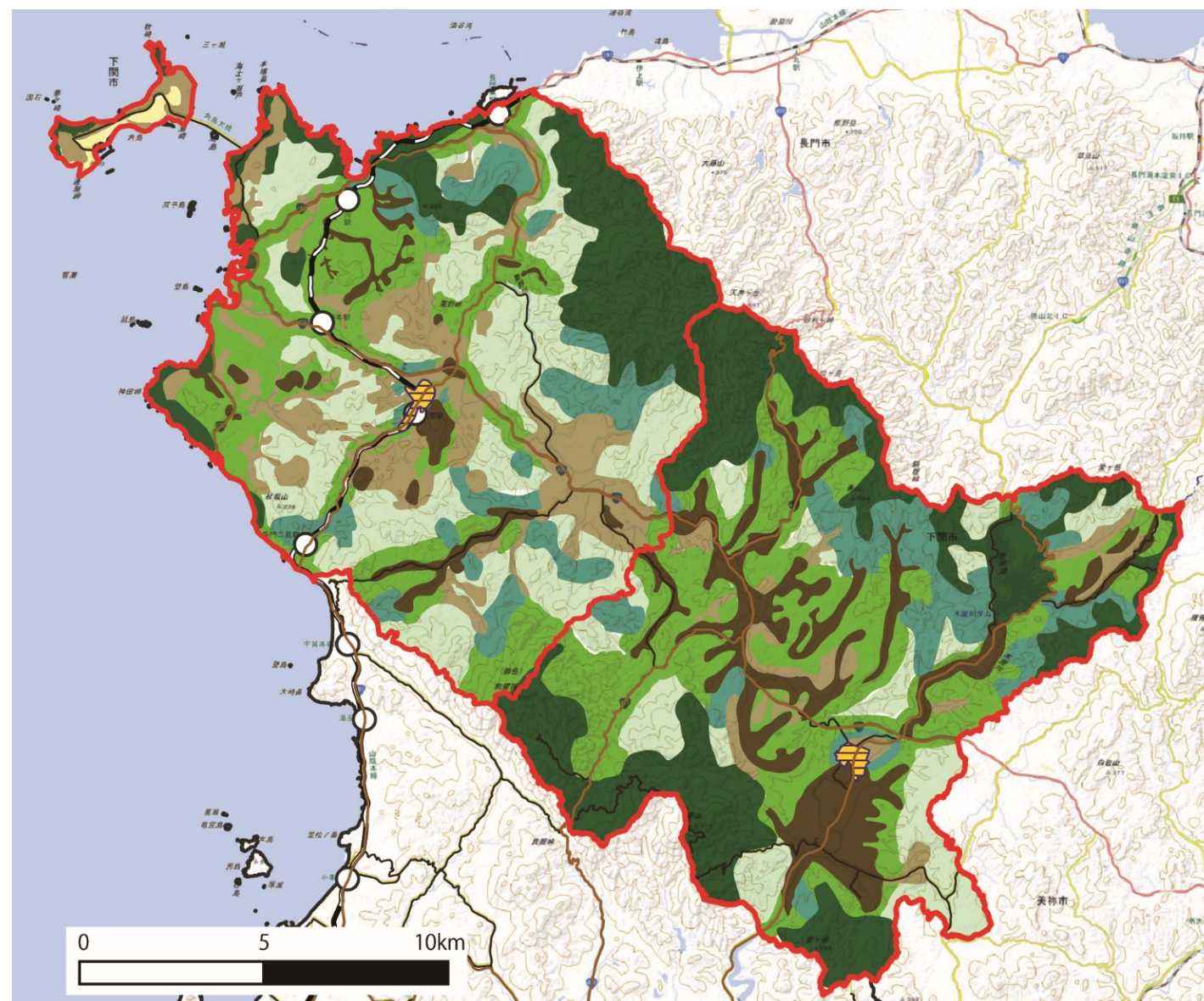
■豊田地域 集落拠点



■豊北地域 集落拠点



■管理構想図（農地、森林エリア）



凡 例

農地エリア

- A 生産振興ゾーン
- B 生産の場保全ゾーン
- C 生活環境保全ゾーン

森林エリア

- A 積極的保全ゾーン
(保全活動推進)
- B 積極的活用ゾーン
(林業施業維持促進)
- C 生活環境保全ゾーン
- D 環境見守りゾーン

- 集落拠点
- 地域界 (都市マス地域別)
- 道路
(うち緊急輸送道)
- 鉄道・駅

立地適正化計画と連携した戦略的なエリア設定

- 立地適正化計画の検討と連動して、都市計画区域外の身近な生活を支える拠点「集落拠点」について、範囲の検討を行った。
- まちづくり連携砂防等事業、都市構造再編集中支援事業の事業要件を満たす記載となっている。

まちづくり連携砂防等事業（参考）

【保全対象】

- ①～②（略）
- ③市町村管理構想に地域生活拠点として位置づけられた区域または位置づけようとする区域

【記載事項】

- イ 砂防関係施設の整備に関する方針と当該砂防関係施設で保全すべき区域
- ロ 土砂災害リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標
- ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条に基づく「移転等の勧告」の活用に関すること

都市構造再編集中支援事業（参考） （都市再生整備計画関連事業）

【補助交付要綱】

第1条の3 定義 9 地域生活拠点
都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる範囲に限る。）をいう。

- ① 都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画において、拠点として位置付けられた区域
- ② 都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画と整合した、市町村管理構想又は地域管理構想において、拠点として位置付けられた区域

※「立地適正化計画」と「市町村管理構想」をともに作成し、整合が図られている場合、重点配分の対象

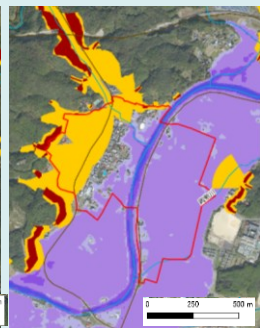
集落の状況

集落拠点周辺 拡大図

■ 豊北地域

■ 豊田地域

- ・豊田地域、豊北地域は、中山間地域の暮らしを支える生活基盤や交通の確保など、生活環境基盤の維持・保全が求められる。
- ・広い範囲で災害リスクが想定され、集落とも近接。



土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

■ 特別警戒区域

■ 警戒区域

洪水浸水想定区域(想定最大規模)全河川

0.5m未満

0.5m～3.0m

3.0m～5.0m

5.0m～10.0m

10.0m～20.0m(河川部)

下関市概略図

📍 : 地域生活拠点



都市計画マスタープランで方針を示す
エリア（市全域）

管理構想に基づき地域づくりを進める
エリア（都市計画区域外）

立地適正化計画に基づき都市づくりを
進めるエリア（都市計画区域内）

兵庫県宝塚市西谷地域における モデル事業(地域管理構想)の取組概要

○R4年度より兵庫県宝塚市西谷地域において地域管理構想のモデル事業の取組を開始。

R4年度に地域住民参加による地域管理構想意見交換会を2回開催、R5年度に4回開催し、R6年6月に宝塚西谷地域管理構想を策定。

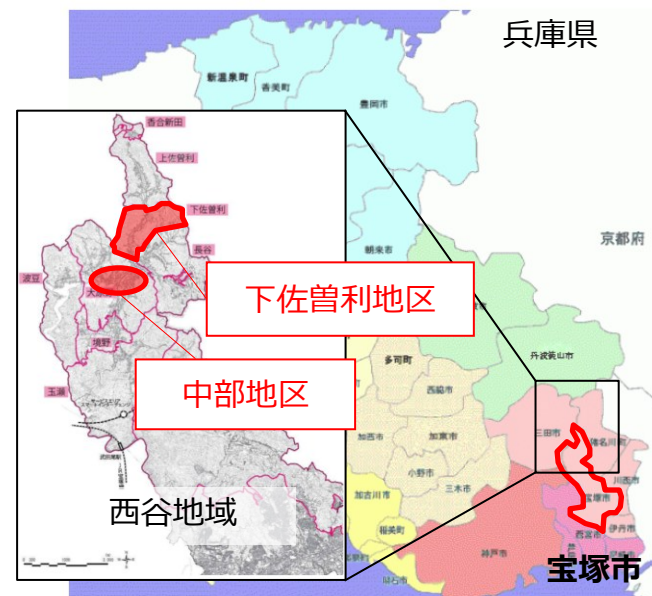
■対象地域：兵庫県宝塚市西谷地域（大原野中部地区・下佐曽利地区）

■地域概要：

- ・位置：宝塚市北部の西谷地域の中央～北側に位置。
宝塚駅から約15km（車で30分程度）
- ・人口等：【大原野中部地区】人口 420人、121世帯、
高齢化率55.5%、若年人口率4.5%
【下佐曽利地区】人口 86人、33世帯、
高齢化率43.0%、若年人口率8.1%
（地域の農業を見て・知って・活かすDB、R2国勢調査を元にしたデータ）
- ・地形：中央に佐曽利川が流れ山々に囲まれた谷間に集落を形成。
標高は170～400m程度。

■検討体制：

中部自治会、下佐曽利自治会、
西谷自治会連合会、西谷地区まちづくり協議会、
宝塚市担当課（都市計画課、農政課、北部振興企画課）、
アドバイザー（弘前大学大学院地域社会研究科平井太郎教授）



【モデル事業の実施に至った経緯】

兵庫県宝塚市西谷地域は、人口減少、少子高齢化が進行し、地域活力の低下が喫緊の課題となっており、その課題解決への取組のひとつとして国土交通省国土政策局が行った「令和4年度市町村管理構想・地域管理構想のモデル形成調査事業」の公募に宝塚市（都市整備部都市計画課）が応募し、選定された。

宝塚西谷地域管理構想の概要①

- ・ 地域管理構想意見交換会で検討してきた内容を踏まえ、中部地区、下佐曽利地区の各テーマごとに地域管理構想を策定。方向性や土地の使い方（管理構想図としても地図化）、行動計画等を整理。
- ・ 地域が土地の利用・管理に向けた取組を進める際の指針とする。

宝塚西谷地域管理構想のポイント

1) 異なる地区、テーマの内容を1つにした計画

- ・ 西谷地域内の各地区が互いに行動計画などを参考にできるよう、地区ごとの地域管理構想ではなく、複数の地区を束ねて1つの地域管理構想とした。
- ・ 1つの計画で地域の状況を俯瞰的に見ることができるよう、「空き家等」、「農地・森林」にテーマを分けて検討した。

2) 西谷地域の中部地区、下佐曽利地区以外の地区での地域管理構想策定や取り組みの展開に言及

- ・ 他11地区での今後の地域管理構想の策定や取り組みについても触れた内容とした。
- ・ 他2地区の自治会長がオブザーバーとして参加し、構想策定の枠組みを持ち帰ったことで、今後の地域管理構想策定に繋がることが期待される。

宝塚西谷地域管理構想の構成

1. 宝塚西谷地域管理構想について

1. 策定の背景・目的
2. 段階的に検討を進めます

2. 中部

- 1) 住宅・空き家
- 2) 農地・森林

3. 下佐曽利

- 1) 農地・森林

各地区のテーマごとに以下内容を盛り込む

- (1) 現況把握と将来予測
- (2) 方向性
- (3) 土地の使い方（管理構想図）
- (4) 行動計画
- (5) 活用等に向けて地域みなさんと共有したいこと（ルール）

4. 今後の取り組みの実施体制や地域管理構想の検討体制

※西谷地域のお11地区の地域管理構想の追加も想定

各地区の各テーマごとの概要は以下のとおり。隣り合う地区だが、地区の特色が出た内容となった。

中部地区

住宅・空き家

■ 方向性

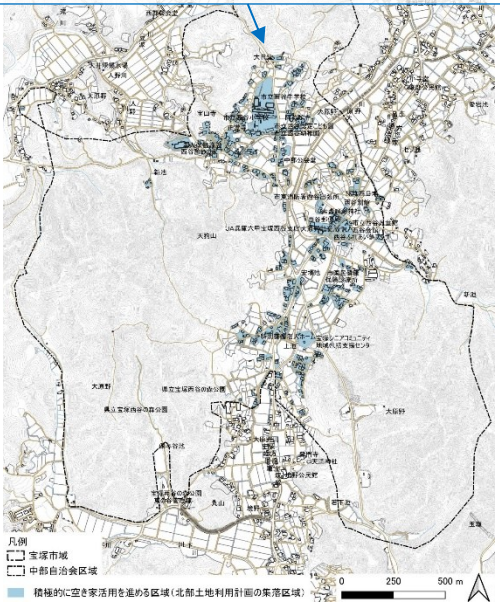
将来にわたって
人の声が聞こえる地域を目指す

■ 主な取り組み

- 住宅・空き家の活用と管理を進める。
- 定住人口を維持するため、移住に向けた環境づくりを進める。

■ 管理構想図

既に建物が建っている土地は、
今後も「積極的に活用」を進める。
(青いエリア)



農地・森林

■ 方向性

多くの人の共感を得られる
新たな魅力をつくりながら
地域で支え合って農業に取り組む

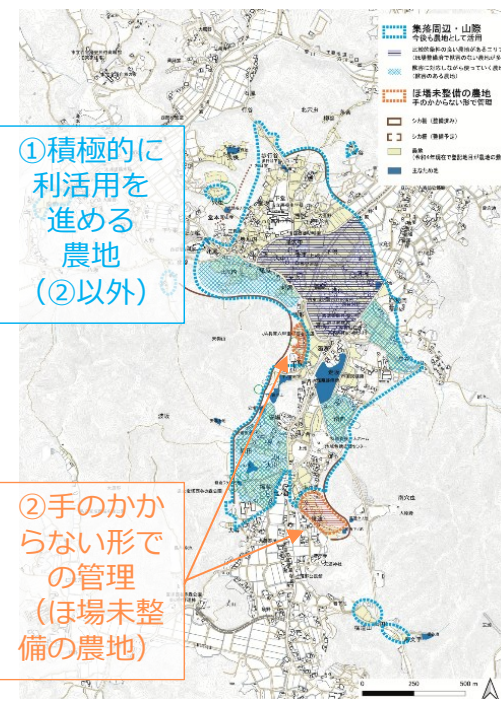
■ 主な取り組み

- 農地を守るための環境を整えるため、集落営農を検討する。
- やってみたい取り組みとしてあがっていた「作物のブランド化」などを検討する。

■ 管理構想図

①積極的に
利活用を
進める
農地
(②以外)

②手のか
からない形
での管理
(ほ場未整
備の農地)



下佐曽利地区

農地・森林

■ 方向性

これからも西谷の「先駆者」であれ！
そしてこれからの時代は「組織」の力で
乗り切る！

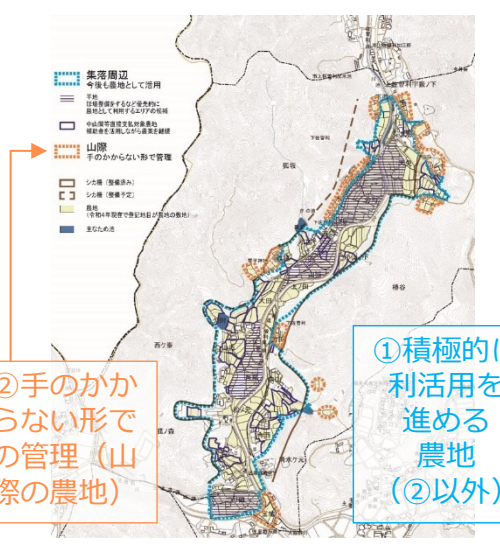
■ 主な取り組み

- 組織で農業に対応するため、集落営農組織の見直し等を行い地域の組織力を強化する。
- 農地を守るための環境を整えるため、ほ場整備の検討、中山間地域等直接支払の区域適正化の検討（農振農用地の追加指定含む）などを行う。
- やってみたい取り組みとしてあがっていた「作物のブランド化」や「竹の活用」などを検討する。

■ 管理構想図

①積極的に
利活用を
進める
農地
(②以外)

②手のか
からない形
での管理 (山
際の農地)



- R4年度は、地域管理構想の考え方や地域のこれまでの地域での取組について共有した上で、農地、空き家のテーマを中心に、現在の困りごと・改善したい点・連携したい主体について共有するとともに、現状地図づくりを実施した。
- R5年度は作成した現状地図やそれを踏まえて作成した将来予想図などをもとに、10年後を見据えつつ、5年後を見据えて取り組むこと等を検討した上で、地域管理構想（案）を策定した。

令和4年度

地域管理構想意見交換会（2回）

農地、空き家等の地域の困りごとや現状を地図化し、共有

令和5年度

地域管理構想意見交換会（4回）

具体的な取組や土地の使い方について考える

- ⇒農地・森林、空き家等の利用の方向性の検討
- ⇒地域管理構想をつくる

中山間集落戦略、地域計画（旧人・農地プラン）等類似計画と連動した検討を実施

地域管理構想の策定

類似計画への成果の活用等
（中山間、地域計画（旧人・農地プラン）他）

※運営スタッフ：コンサル、国交省、宝塚市役所（都市計画課、農政課、北部振興企画課）

【第1回】

ステップ②地域の現在と将来の課題について考える

- 日付・場所：令和5年1月21日（土）、西谷ふれあい夢プラザ屋内活動室
- 参加者：地域住民等（中部地区21名、下佐曽利地区11名、その他1名）
- 話し合いの内容・テーマ：
 - （1）地域管理構想と西谷での取組について
 - （2）地域の取組の紹介
 - （3）意見交換：地域の取組や今後の話し合いの進め方について
 - （①空き家や農地や地域の活動について現に困っていることや今後不安に思うこと、期待できること、②どんな人や団体を巻き込んでいきたいか）



意見交換会の様子

【第2回】

ステップ②地域の現在と将来の課題について考える

- 日付・場所：令和5年3月11日（土）、西谷ふれあい夢プラザ屋内活動室
- 参加者：地域住民等（中部地区18名、下佐曽利地区11名）
- 話し合いの内容・テーマ：
 - （1）第1回のふりかえり
 - （2）意見交換：地域の現状を共有しよう！（農地・空き家等の現状地図づくり）

地図に落とした情報

◆農地

- ①耕作できていない農地、②耕作者の年代 ③耕作意向 ④所有者の居住地域
- ⑤ため池、水路 ⑥農地の現状や問題（エリアとそのエリアで発生している問題等）

◆空き家

- ⑦空き家の状況 ⑧空き家のタイプ ⑨所有者の状況
- ⑩空き家の現状や問題（エリアとそのエリアで発生している問題等）

◆森林

- ⑪畑・農地との鳥獣害の緩衝地帯の状況（被害があるエリアとその鳥獣名） ⑫竹やぶがある場所
- ⑬地域の人が入れるゾーン ⑭森林の現状や問題（エリアとそのエリアで発生している問題等）



意見交換会の様子

【第3回】

ステップ②地域の現在と将来の課題について考える

- 日付・場所：令和5年7月1日（土）、
西谷ふれあい夢プラザ屋内活動室
- 参加者：地域住民等（中部地区15名、下佐曽利地区9名）
- 話し合いの内容・テーマ：
 - （1）第2回のふりかえりと今年度の進め方の共有
 - （2）現況図・将来予想図の共有
 - （3）意見交換：5年後を見据えて取り組むことを考える
（具体的な取組を考え、誰が、いつ、何をするか、取組にあたっての課題を整理）



意見交換会の様子

【第4回】 検討テーマごとに意見交換会を開催

ステップ④行動計画と地域ルールの策定

■空き家等の意見交換会（2地区合同で検討）

- 日付・場所：令和5年8月5日（土）
宝塚市西谷庁舎会議室
- 参加者：地域住民等（10名）
- 話し合いの内容・テーマ：
 - （1）第3回のふりかえりとそれを踏まえた
本日の議論のテーマ
 - （2）意見交換：
宝塚にしたにSMOCCA（地元移住支援組織）を
交えた空き家等の取組の具体策の検討

ステップ③土地の使い方を選択する

■農地・森林の意見交換会（地区ごとに検討）

- 日付・場所：令和5年8月5日（土）、
西谷ふれあい夢プラザ屋内活動室
- 参加者：地域住民等
（中部地区10名、下佐曽利地区7名）
- 話し合いの内容・テーマ：
 - （1）第3回のふりかえりとそれを踏まえた
本日の議論のテーマ
 - （2）意見交換：
農業（農地利用等）等の方向性の検討

【第5回】 検討テーマごとに意見交換会を開催

ステップ③土地の使い方を選択する
ステップ④行動計画と地域ルールの策定

■空き家等の意見交換会（2地区合同で検討）

- 日付・場所：令和5年12月15日（金）
西谷ふれあい夢プラザ屋内活動室
- 参加者：地域住民等（11名）
- 話し合いの内容・テーマ：
 - （1）事例紹介
 - （2）意見交換：
地域管理構想たたき台による
これまでの話し合いの到達点の確認・検討等

■農地・森林の意見交換会（地区ごとに検討）

- 日付・場所：令和5年11月23日（土）、
西谷ふれあい夢プラザ屋内活動室
- 参加者：地域住民等
（中部地区12名、下佐曽利地区5名）
- 話し合いの内容・テーマ：

中部地区	（1）地域で行った農家アンケート結果の共有 （2）意見交換： 農業（農地利用等）等の方向性の検討
下佐曽利地区	（1）意見交換： 地域管理構想たたき台によるこれまでの話し合いの到達点の確認・検討等

【第6回】 検討テーマごとに意見交換会を開催

ステップ③土地の使い方を選択する
ステップ④行動計画と地域ルールの策定

■空き家等の意見交換会（2地区合同で検討）

- 日付・場所：令和6年3月9日（土）
宝塚市西谷庁舎会議室
- 参加者：地域住民等（8名）
- 話し合いの内容・テーマ：
 - （1）事例紹介
 - （2）意見交換：地域管理構想（案）の最終確認・検討

■農地・森林の意見交換会（地区ごとに検討）

- 日付・場所：令和6年3月9日（土）
宝塚市西谷庁舎会議室
- 参加者：地域住民等
（中部地区7名、下佐曽利地区8名）
- 話し合いの内容・テーマ：
 - （1）意見交換：地域管理構想（案）の最終確認・検討

管理構想に取り組んだことによる効果(地域・市町村等の声)

➤ 地域管理構想関係者

【地域活動の再開】

○管理構想の取組をきっかけとして、地域内の棚田で中山間地域等直接支払制度を再開できた。

【体制整備】

○地元住民だけでなく、移住者、女性、若手、行政職員も含め地域課題を考えることができ、組織で取り組む体制を作ることができた。
空き家対策などでまちづくり協議会と自治会とが連携するという発想の転換もあった。住民同士の連携が強まった。

【問題意識の共有】

○地域の課題などの情報について地域住民や地域に関わる人と共有することで、お互いの理解を深めることができた。
○農地の取組についても、管理構想図(農地)により情報が可視化・整理され、農地所有者や関係者以外の住民にも問題が共有することができた。

【目標の設定】

○懇談会を通じて、地区としての明確な目標とともに、各自の思いが確認できた。それにより、何を最優先するかを決めることができた。
○「集落営農」の取組について、この先10年間の展開まで行動計画として整理できた。
○住民同士の意見交換を通じて森林の価値が再評価され、利用・管理に関する取組意欲が向上した。

➤ 市町村管理構想関係者

【部局間での問題意識の共有】

○庁内の関係部局間で現状や課題認識等の共有が進み、目指すべき将来像や取組の方向性の明確化や共有が図られた。
○それぞれの分野を所管する課が持つ課題には共通項があり、連携や横ぐし機能が必要だと認識できた。

【個別計画への反映】

○「農業振興地域整備計画」と「森づくり基本計画」の改定作業を進めており、これらの改定に当たっては、管理構想の取組も踏まえながら、ある程度優先順位をつけて利用・管理を進めていく観点から、利用の方向性に合わせたゾーニングを進めていく予定。
○ゾーニングについては土地利用計画においても位置付ける方向で検討を進めており、管理構想により、関連計画のより密な連携が図られるようになった。

➤ 有識者

○地域管理構想に取り組むことで、日頃漠然と感じている人口減少や高齢化、耕作放棄地などの課題等について、地域の人たちが集まって情報共有ができる。
○また、共有した地域の課題を解決するために何をすべきかを話し合い、具体化していくためのルールを敷くことができる。
○何もしなければ、なし崩し的に集落の衰退が進んでいくが、地域管理構想に取り組むことは、その歯止めのきっかけとなる戦略的保全を考える有効な手段である。

国土の管理構想で活用可能な事業・制度

①国土交通省による策定支援

	事業名	活用が想定される 管理構想	概要
1	国土管理企画室による支援	都道府県・市町村・地域	モデル事業・実証調査、手引きの作成、講習会の開催等を通じた管理構想の取組・検討支援。

②管理構想の検討に活用可能な事業・制度

1	外部専門家(地域力創造アドバイザー)制度	市町村・地域	外部の専門家に関する情報提供を行うとともに、招へいに必要な経費について支援(市町村に対する特別交付税措置)。
2	集落支援員制度	地域	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材(集落支援員)の設置、集落支援員による集落の巡回・状況把握、話し合いの実施等に対する支援。
3	所有者不明土地対策事業費補助金	市町村・地域	市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等対策(所有者不明土地等の実態把握、土地の所有者探索等)や、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化及び空き地の利活用等に資する先導的取組に対する補助。 所有者不明土地等の実態把握により収集した情報を管理構想の策定の参考にすることも可能。

③管理構想の記載内容に応じて活用可能な事業・制度

1	まちづくり連携砂防等事業	市町村	市町村管理構想に位置づけられた地域生活拠点等を保全するため、都道府県による砂防事業(補助事業)への支援。
2	都市再生整備計画関連事業	市町村・地域	市町村管理構想・地域管理構想に位置づけられた地域生活拠点(※)における、まちづくり関連事業への支援。また、立地適正化計画と整合した管理構想等を策定することで、重点配分。 (※)都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分に位置するものに限る。

④管理構想に位置付けた粗放的管理等を実施する上で活用可能な事業

1	最適土地利用総合対策	地域	営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、「土地利用構想」を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援。 ※事業申請に必要な「土地利用構想」について、地域管理構想の内容を記載可能。
---	------------	----	--

上記以外の関係事業について、以下HPにて掲載しています。

○国土交通省HP「国土の管理構想」ポータルサイト <https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku tk3 000132.html>



○令和5年7月に閣議決定した、国土利用計画(全国計画)において、管理構想を全国で進めるとされた。

(策定にあたる財政的・技術的な支援)

- ・令和4年9月に「策定の手引き」を作成。
 - ・現在、国土交通省では、実証調査・伴走支援による策定支援を実施
 - ・令和7年度は実証調査3件、伴走支援2件支援。
- ※国交省職員による伴走支援を募集中！



市内職員の検討部会(うきは市)

(有識者等による詳しい講習会)

- ・管理構想に関する講習会(人材育成研修)を開催

- ・R6/10/21管理構想研修会「管理構想を知ろう」を実施
- ・R6/11/19管理構想研修会「管理構想を作ろう」を実施

令和7年度は、①10/17(金)オンライン、②10/30(木)仙台市で開催予定。

詳細はHPにてご案内しておりますので、是非ご応募ください。

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku tk3 000141.html>

こちらからアクセスし、昨年度の研修動画を是非ご視聴ください。



市町村管理構想・地域管理構想 講習会
人口減少社会における
土地の利用・管理と地域づくり
～これからの地域の土地の使い方をみんなで考えよう～
令和5年10月19日(木)14:00～16:30(オンライン開催)

講習会の開催

<https://youtu.be/RWG4OZiMtJQ>

(策定負担の軽減)

- ・各自治体における負担軽減のため、管理構想は、都道府県や市町村が作成する国土利用計画と一体的に策定することが可能

- ・R5/9/29管理構想と国土利用計画が一体作成可能である旨の局長通知を発出
- ・R6/6/17都道府県管理構想と国土利用計画の一体的作成方法について、局長通知を発出
- ・R6/4/18 都道府県担当者会議を開催し、管理構想の必要性や国交省事業等を説明

こちらからアクセスし、活用可能な事業・制度をご確認下さい。



(地域管理構想の取組に関連する関係各省の事業と制度)

- ・国土の管理構想で活用可能な事業と制度をまとめてHPに掲載

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001880179.pdf>

所有者不明土地対策事業費補助金

○所有者不明土地や空き地の利用の円滑化、管理の適正化を図るため、市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等対策や、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化及び空き地の利活用等に資する先導的取組に対する補助を行う。

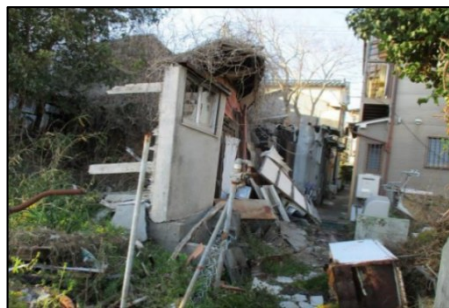
所有者不明土地法における制度

市町村による所有者不明土地等対策に関する計画の作成制度
⇒ 計画的な対策の推進

所有者不明土地等対策の
着実な推進

行政的措置(代執行等)を
可能とする制度
⇒ 適正な管理の確保

低未利用土地の
有効利用に取り組む法人の
指定制度
⇒ 民間主体の取組を推進



瓦礫が放置され、雑草の繁茂や不法投棄も発生している管理不全状態の土地



樹木や雑草が繁茂し、有効利用されていない土地

基本事業・関連事業

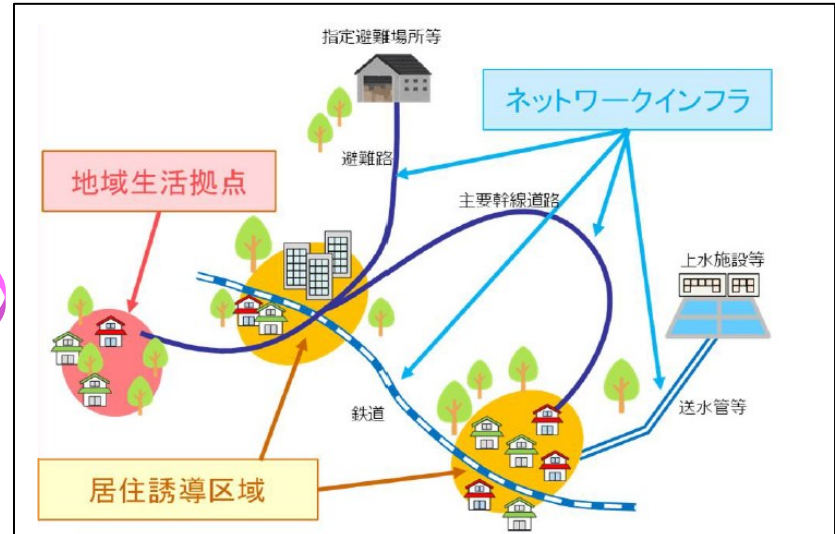
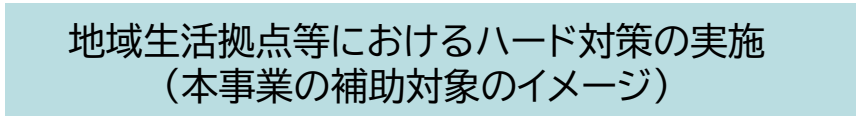
下線部: 関連する記載

- 施行者: 地方公共団体、推進法人※ 等
※ 市町村により指定された、低未利用土地の有効利用等に取り組む法人
- 補助対象: 所有者不明土地対策計画 (一定の要件を満たす既存計画を含む) に基づく以下の取組
 - ・ 所有者不明土地等の実態把握
 - ・ 所有者不明土地対策計画の作成
 - ・ 土地の所有者探索や、土地の利活用のための手法等の検討
 - ・ 土地の管理不全状態解消 (門、塀等の工作物や樹木の除去等)
 - ・ 勧告・命令・代執行、管理命令等を請求するための法務手続等
 - ・ 上記の基本事業と合わせて実施することが必要な関連事業 等
- 補助率:
 - ・ 地方公共団体が施行者の場合: 1/2*
 - ・ 推進法人等が施行者の場合: 1/3 (地方公共団体負担1/3*)
 - ※ 地方公共団体負担分について、特別交付税措置を講じる(措置率 最大1/2)

モデル事業

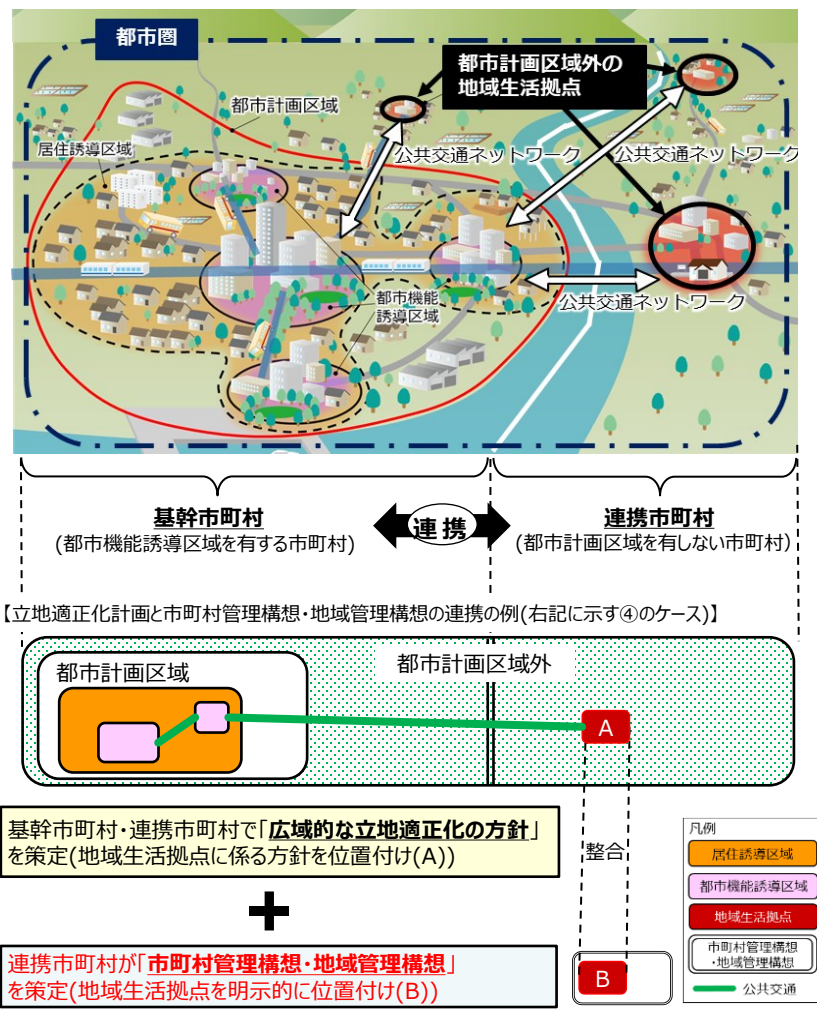
- 施行者: 特定非営利活動法人、民間事業者、地方公共団体 等
- 補助対象:
 - ・ 推進法人の指定の円滑化に資する取組
 - ・ 市町村の既存計画に基づく空き地の利活用等を図る取組 等
- 補助率: 定額

- 地域生活拠点等におけるソフト対策の実施
(管理構想における地域生活拠点の位置づけイメージ)



34

○都市圏全体での持続可能な都市構造の実現に向けて、市町村管理構想・地域管理構想と連携しつつ、都市計画区域外の郊外住宅地や周辺集落等における地域生活拠点の形成等のコンパクト化の取組を支援。



施行地区要件

※管理構想関係部分を赤塗

- 都市計画区域外の地域生活拠点
- 地域生活拠点**：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分）。
- 【都市構造再編集集中支援事業①②、都市再生整備計画事業③④、まちなかウォーカブル推進事業①～④、都市・地域交通戦略推進事業①～④】
- ① 基幹市町村の立地適正化計画において、拠点として位置付けられた区域。
 - ② 基幹市町村の立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、拠点として位置付けられた区域。
 - ③ 基幹市町村と連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
 - ④ 基幹市町村と連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
- 上記①～④と都市機能誘導区域を結ぶ公共交通ネットワーク
【都市・地域交通戦略推進事業】
- 「立地適正化計画」又は「広域的な立地適正化の方針」と「市町村管理構想・地域管理構想」をともに作成し、整合が図られている場合、重点配分。
【都市構造再編集集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業】

支援対象の追加

- 地域生活拠点において、誘導施設相当施設を新たに基幹事業に追加。
【都市再生整備計画事業】
- 現行で立地適正化計画を要件としている事業*について、地域生活拠点に位置付けられた地区で実施するものを含めて支援対象に追加。【都市・地域交通戦略推進事業】
- *交通まちづくり活動推進事業、駐車場の整備、歩行空間の整備、歩行活動の増加に資する施設の整備、路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備、鉄道施設等の整備

補助率かさ上げ(1/3→1/2)【都市・地域交通戦略推進事業】

- 地域生活拠点に位置付けられた地区で実施する事業及び地域生活拠点に位置付けられた地区と都市機能誘導区域を結ぶ公共交通に係る事業について、補助率をかさ上げ。

○国土の管理構想に関する資料、情報の掲載先

■ポータルサイトによる情報提供

- 「国土の管理構想」本文のほか、策定の手引き、取組事例、モデル事業の公募などの情報を掲載
https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html

■国土の管理構想（令和3年6月）と 国土管理専門委員会 最終とりまとめ

- 「国土の管理構想」の本文や概要などを掲載
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/kokudo03_sg_000246.html

■市町村管理構想・地域管理構想の策定の手引き

- 具体的な事例を交えながら策定プロセスをわかりやすく
※内容は絞っているため、詳細を知りたい場合は「国土の管理構想」本文へ
https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000137.html

■国交省YouTubeチャンネル

- 過去の講習会のアーカイブ動画を配信中！
・入門編 市町村管理構想・地域管理構想講習会（令和5年10月）
https://youtu.be/Wv6q_PhWCsc（※国土交通省YouTubeチャンネルに移動します）

国土計画																							
国土政策トップ・国土計画・地方振興・サイトマップ																							
ホーム > 政策・仕事 > 国土計画 > 国土計画 > 「国土の管理構想」に関する取組事例																							
「国土の管理構想」に関する取組事例																							
これまでに地域管理構想や市町村管理構想の策定に向けて取り組んでいる事例を紹介します。 取組状況は進捗に応じて随時更新していきます。 <地域管理構想> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域名</th><th>検討期間</th><th>取組概要等</th><th>管理構想</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県長野市中条地区（伊折区）</td><td>H31.1～R3.3（策定済み）</td><td>（検討の途中経過） ワークショップ実施状況報告（第1回～第3回） ワークショップ実施状況報告（第4回） ワークショップ実施状況報告（第5回～第6回）</td><td>いおりの地域づくりみらい 戦略</td></tr> <tr> <td>山形県天童市田妻野地区</td><td>R3.11～実施中</td><td>取組概要</td><td>田妻野みらい計画</td></tr> <tr> <td>兵庫県宝塚市西谷地域（中部地区・下谷利地区）</td><td>R4.7～実施中</td><td>取組概要</td><td>—</td></tr> <tr> <td>秋田県三種町下若川地区</td><td>R5.4～実施中</td><td>取組概要</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>				地域名	検討期間	取組概要等	管理構想	長野県長野市中条地区（伊折区）	H31.1～R3.3（策定済み）	（検討の途中経過） ワークショップ実施状況報告（第1回～第3回） ワークショップ実施状況報告（第4回） ワークショップ実施状況報告（第5回～第6回）	いおりの地域づくりみらい 戦略	山形県天童市田妻野地区	R3.11～実施中	取組概要	田妻野みらい計画	兵庫県宝塚市西谷地域（中部地区・下谷利地区）	R4.7～実施中	取組概要	—	秋田県三種町下若川地区	R5.4～実施中	取組概要	—
地域名	検討期間	取組概要等	管理構想																				
長野県長野市中条地区（伊折区）	H31.1～R3.3（策定済み）	（検討の途中経過） ワークショップ実施状況報告（第1回～第3回） ワークショップ実施状況報告（第4回） ワークショップ実施状況報告（第5回～第6回）	いおりの地域づくりみらい 戦略																				
山形県天童市田妻野地区	R3.11～実施中	取組概要	田妻野みらい計画																				
兵庫県宝塚市西谷地域（中部地区・下谷利地区）	R4.7～実施中	取組概要	—																				
秋田県三種町下若川地区	R5.4～実施中	取組概要	—																				

各モデル事業地域の取組概要は、ポータルサイトに掲載しています。（随時更新中）

<問い合わせ先>

03-5253-8359

hqt-kanrikoso@gxb.mlit.go.jp